

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 放送普及基本計画の一部を変更する件(総務三四) 一
- 国債の発行等に関する省令第五十五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(財務四七―五三) 二
- 国債の発行等に関する省令第六十六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同五四―五六) 二
- 肥料を登録した件(農林水産一九九) 二
- 肥料の登録の有効期間を更新した件(同三〇〇) 二
- 生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件(同三〇一) 二
- 特定特殊自動車の型式の届出があった件(経済産業・国土交通・環境六一―八七) 二
- 届出事業者の住所を変更した件(同八八) 二
- 少数生産車の型式を承認した件(同八九―九五) 二
- 承認事業者の住所を変更した件(同九六) 二
- 承認事業者の代表者の氏名を変更した件(同九七) 三

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特許侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記・記章紛失関係

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告 示

○総務省告示第三十四号
放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二十条の二第四項の規定に基づき放送普及基本計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十号)の一部を次のように変更したのび、同告示五項の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月八日
第一の1の(ア)のイを次のように改める。

A 協会が委託により行わせる放送

(A) 平成23年7月24日(同日までの間に放送法第48条第3項において準用する同条第1項の規定により同法第9条の4第1項の規定を受けた委託区域内放送業務の廃止の認可があったときは、当該廃止の日。以下「業務廃止日」という。)までの間においては、協会が委託により行わせる放送については、その周波数の1の範囲内において、次のaからcまでに掲げる各1系統の放送を行うこと。

- a 離陸準備済を目的とする放送(標準テレビジョン放送)
- b 衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送(標準テレビジョン放送)
- c 技術動向を踏まえた、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する総合放送(高精細度テレビジョン放送(災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に標準テレビジョン放送を行うことでもできるものとする。))

(B) 業務廃止日以降においては、協会が委託により行わせる放送については、その周波数の1の範囲内において、次のa及びbに掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと(一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うことでもできるものとする。))

- a 衛星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送
- b 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

(C) (B)の放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組みものとする。

- a 首都直下型地震等により地上系の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星系による放送の特性を生かすこと。
- b 多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めること。

(D) (B)の放送については、次のa及びbに掲げる事項に取り組みものとする。

- a 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者(国内において放送番組の制作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。))をいいう。以下同じ。)に制作を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。)及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。
- b 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

○国土交通省告示第六十五号
 環境省
 経済産業省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年九月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十二年二月八日

経済産業大臣 直嶋 正行
 国土交通大臣 前原 誠司
 環境大臣 小沢 鋭仁

型式届出番号 NV-768
 特定特殊自動車の車名及び型式 IHI 建機 CCH QSL9-3A
 特定原動機の型式 IHI 建機株式会社
 届出事業者の住所 神奈川県横浜市金沢区船場町 3174 番地

○国土交通省告示第六十六号
 環境省
 経済産業省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年九月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十二年二月八日

経済産業大臣 直嶋 正行
 国土交通大臣 前原 誠司
 環境大臣 小沢 鋭仁

型式届出番号 NV-769
 特定特殊自動車の車名及び型式 利根求エンジン T-H20-3
 特定原動機の型式 4J1XDJ
 届出事業者の住所 株式会社東亜利根 東京都港区大木木 7 丁目 3 番 7 号

○国土交通省告示第六十七号
 環境省
 経済産業省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年九月九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十二年二月八日

経済産業大臣 直嶋 正行
 国土交通大臣 前原 誠司
 環境大臣 小沢 鋭仁

型式届出番号 NV-770
 特定特殊自動車の車名及び型式 ハム IID12V V
 特定原動機の型式 4W35
 届出事業者の氏名 または名称 株式会社 日立製作所
 届出事業者の住所 東京都千代田区神田 保町 21 丁目 30 番 6 号

○国土交通省告示第六十八号
 環境省
 経済産業省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年九月十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十二年二月八日

経済産業大臣 直嶋 正行
 国土交通大臣 前原 誠司
 環境大臣 小沢 鋭仁

型式届出番号 NV-771
 特定特殊自動車の車名及び型式 キセキ V11A8
 特定原動機の型式 EDM-E3C
 届出事業者の氏名 または名称 株式会社 キセキ北海
 届出事業者の住所 北海道札幌市手稲区新築 5 条 1 丁目 5 番 1 号

○国土交通省告示第六十九号
 環境省
 経済産業省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年九月十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十二年二月八日

経済産業大臣 直嶋 正行
 国土交通大臣 前原 誠司
 環境大臣 小沢 鋭仁

型式届出番号 NV-772
 特定特殊自動車の車名及び型式 ヲルコ KDP-LP09
 特定原動機の型式 D&F R-KD P2TAA C
 届出事業者の住所 株式会社 ヲルコ建設株式会社
 届出事業者の住所 東京都品川区東品川 12 丁目 4 号

○国土交通省告示第七十号
 環境省
 経済産業省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年九月十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十二年二月八日

経済産業大臣 直嶋 正行
 国土交通大臣 前原 誠司
 環境大臣 小沢 鋭仁

型式届出番号 NV-774
 特定特殊自動車の車名及び型式 日本車両 DHJ J5E-TA
 特定原動機の型式 日本車両製造株式会社
 届出事業者の住所 日本車両製造株式会社 徳島県古田町神田区 三本松町 1 番 1 号

○国土交通省告示第七十一号
 環境省
 経済産業省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年九月十七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十二年二月八日

経済産業大臣 直嶋 正行
 国土交通大臣 前原 誠司
 環境大臣 小沢 鋭仁

型式届出番号 NV-775
 特定特殊自動車の車名及び型式 キセキ TH253-B54J
 特定原動機の型式 EDM-E3C
 届出事業者の氏名 または名称 井関農機株式会社
 届出事業者の住所 徳島県松山市馬木与 700 番地

○国土交通省告示第七十二号
 環境省
 経済産業省
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年九月十八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
 平成二十二年二月八日

経済産業大臣 直嶋 正行
 国土交通大臣 前原 誠司
 環境大臣 小沢 鋭仁

型式届出番号 NV-771
 特定特殊自動車の車名及び型式 キセキ V11A8
 特定原動機の型式 EDM-E3C
 届出事業者の氏名 または名称 株式会社 キセキ北海
 届出事業者の住所 北海道札幌市手稲区新築 5 条 1 丁目 5 番 1 号